

**日本学術会議法の一部を改正する法律案
(説明資料)**

**平成16年1月26日
総務省**

目次

| | | |
|---|-------|----|
| ○ 現行の日本学術会議の概要 | | 3 |
| ○ 法改正までの経緯について | | 5 |
| ○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律、内閣府設置法、総務省設置法を附則で改正する理由 | | 6 |
| ○ 目次を加えないことについて | | 8 |
| ○ 前文、目的規定、職務及び権限規定を改正しないこと（所轄の変更部分を除く）について（第1条～第6条の2） | | 9 |
| ○ 第1条改正の趣旨（所轄の変更について） | | 11 |
| ○ 第6条の2第2項改正の趣旨（国際団体加入について承認を与える大臣について） | | 12 |
| ○ 第7条改正の趣旨（会員関係） | | 13 |
| ○ 第8条改正の趣旨（副会長の増員について） | | 17 |
| ○ 第10条及び第11条の改正の趣旨（部関係） | | 19 |
| ○ 第12条改正の趣旨（部長、副部長及び幹事関係） | | 22 |
| ○ 第14条改正の趣旨（幹事会関係） | | 23 |
| ○ 第15条改正の趣旨（連携会員関係） | | 24 |
| ○ 第15条の2改正の趣旨（委員会関係） | | 25 |
| ○ 第15条の3の削除について（手当支給関係） | | 27 |
| ○ 第16条改正の趣旨（事務局関係） | | 28 |
| ○ 第17条～第22条の3改正の趣旨（会員の推薦関係） | | 29 |
| ○ 第26条改正の趣旨 | | 31 |
| ○ 施行期日と各規定について | | 32 |
| ○ 所轄の変更を平成17年4月1日に行うことについて | | 34 |
| ○ 附則（経過措置規定）の並べ方について | | 35 |
| ○ 附則第2条の趣旨（経過措置） | | 36 |
| ○ 附則第3条の趣旨（経過措置） | | 37 |
| ○ 附則第4条の趣旨（日本学術会議会員候補者選考委員会関係） | | 38 |
| ○ 附則第5条の趣旨（改革後初回の会員の任命関係） | | 40 |
| ○ 附則第6条の趣旨（改革後初回の会員の任命関係） | | 41 |
| ○ 附則第7条の趣旨 | | 42 |
| ○ 附則第8条の趣旨（政令での経過措置） | | 44 |
| ○ 附則第9条の趣旨（国立国会図書館法の規定により行政部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の改正関係） | | 45 |
| ○ 附則第10条及び附則第11条の規定の趣旨（内閣府設置法及び総務省設置法の一部改正関係） | | 46 |

現行の日本学術会議の概要

○設立の経緯

日本学術会議は、昭和 24 年 1 月 20 日に、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、設立された。

○目的

わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。

○ 職務及び権限

(1) 職務

- ① 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
 - ② 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。
- (2) 政府は、日本学術会議に諮詢することができる。
- (3) 日本学術会議は、政府に勧告することができる。
- (4) 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。
- (5) 日本学術会議は、上記(1)の②の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

○ 組織

- (1) 日本学術会議は、(科学者たる) 210 人の会員をもって組織する。
会員の任命は内閣総理大臣が行う。
会員の任期は 3 年。再任することができるが、9 年を超えて在任することはできない。
- (2) 会長 1 人、副会長 2 人（人文科学部門、自然科学部門）を置く。会長及び副会長は会員の互選で決める。
- (3) 2 つの区分（部門）により、7 つの部を置く。各部に、部長 1 人、副部長 1 人、幹事 2 人を置く。

人文科学部門

| | |
|---------------------------|------|
| 第一部（文学、哲学、教育学、心理学、社会学、史学） | 31 人 |
| 第二部（法律学、政治学） | 26 人 |
| 第三部（経済学、商学・経営学） | 26 人 |

自然科学部門

| | |
|---------|------|
| 第四部（理学） | 31 人 |
| 第五部（工学） | 33 人 |
| 第六部（農学） | 30 人 |

第七部（医学、歯学、薬学）

33人

計210人

○ その他

現在の会員は、第19期に当たり、平成15年7月22日に任命。

法改正までの経緯について

- 日本学術会議は、設置以来旧総理府に置かれていたが、行政改革会議最終報告で、「日本学術会議は、当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について、総合科学技術会議で検討する。」とされた。
- これを受け、総合科学技術会議では、検討を行い、平成 15 年 2 月 26 日に「日本学術会議の在り方について」を決定し、内閣総理大臣に対して意見具申を行った。
- また、日本学術会議では、上記意見具申を踏まえ、日本学術会議の改革の具体化について検討を行い、平成 15 年 7 月に検討結果「日本学術会議の改革の具体化について」を取りまとめた。
- 上記意見具申及び検討結果を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等について所要の法改正を行うこととする。

<参考>

- 行政改革会議最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）（抄）

① 総務省

ク その他

日本学術会議は、当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について、総合科学技術会議で検討する。

- 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）（抄）

第 17 条

九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律、内閣府設置法、総務省設置法を附則で改正する理由

- 今般の改革により、日本学術会議は総務省に置かれる特別の機関から内閣府に置かれる特別の機関へと移行することとなる。このため、日本学術会議法の一部改正（所轄大臣の改正）、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正、内閣府設置法の一部改正（特別の機関として日本学術会議の設置を規定）、総務省設置法等の一部改正を予定している。
- 過去の類似の例としては、下記のものがある。
 - (1) 公正取引委員会の総務省外局から内閣府外局への移行（公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第二十三号））
 - ・本則で独占禁止法一部改正（所轄大臣の改正）、内閣府設置法一部改正（外局として公正取引委員会の設置を規定）、総務省設置法その他の関連法律の一部改正を措置。
 - (2) 昭和五十九年の審議会等の總理府から各省への移行（總理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和五十八年法律第八十号））
 - ・本則で總理府設置法一部改正（各審議会等設置規定の整理）、各審議会等設置根拠法の一部改正（所管省の改正）を措置。
 - (3) 国土庁の新設（国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号））
 - ・附則で總理府設置法一部改正（外局として国土庁の設置を規定）を措置。
 - (4) 環境庁の新設（環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号））
 - ・附則で總理府設置法一部改正（外局として環境庁の設置を規定）を措置。
 - (5) 国家消防本部（消防庁）の国家公安委員会外局から自治省外局への移行（自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百十三号））
 - ・附則で消防組織法一部改正（所管省の改正）を措置。
 - (6) 日本学士院の日本学術会議から文部省への移行（日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号））
 - ・附則で日本学術会議法一部改正及び文部省設置法一部改正を措置。
- 上記のうち、組織の新設ではなく、既存の組織の所管のみを移管した例

としては、(1) の公正取引委員会の例と (5) の国家消防本部（消防庁）の例がある。

- 今般の日本学術会議法の改正は、日本学術会議の改革に重点を置いたものであり、所管を移すことに重点を置いた公正取引委員会の例とは異なることから、国家消防本部（消防庁）の例が上記の中では最も近い例になる。

国家消防本部（消防庁）の例では、自治庁設置法の一部を改正する法律の本則で自治省の外局に消防庁を移すことを規定する一方、附則で国家行政組織法の一部改正を行っている。

この国家消防本部（消防庁）の例を踏まえ、本改正法案の本則で日本学術会議を内閣総理大臣の所轄とする一方、附則で国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律一部改正、内閣府設置法一部改正、総務省設置法一部改正を行うものとする。

目次を加えないことについて

- 日本学術会議法には、昭和 23 年の制定以来目次は置かれていない。
 - 今般の改正において、目次を整備することについても検討したが、会員選出方法を選挙制から推薦制に改めるという、今般の改正よりも大規模な改正を行った昭和 58 年の改正時にも目次を整備していないことから、今般の改正においても、目次を整備しないこととする。
- ※ 日本学術会議から日本学士院を分離した昭和 31 年時改正や中央省庁再編に伴い所轄を総務大臣に変更した平成 11 年改正時にも目次を整備していない。

前文、目的規定、職務及び権限規定を改正しないこと（所轄の変更部分を除く）について（第1条～第6条の2）

- 総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、日本学術会議がこれまで「科学者コミュニティの代表としての一定の役割を担ってきた。今後、現代社会において科学者コミュニティの代表機関としての役割に対応し」、「①政策提言機能」、「②科学に関する連絡調整」、「③社会とのコミュニケーション機能」等を果たすべき基本的な役割として挙げ、「これに基づいて具体的な機能を整理すべき」とされた。（意見具申P3～4、P6～7参照）

具体的には、「①政策提言機能」とは、科学技術政策を中心に広く政府に対し提言（自発的意見表明としての「提言」（狭義）、諮問を受けての答申、及び調査研究報告等）を行う機能とされ、「②科学に関する連絡調整」は、わが国科学者コミュニティの中核として、第一線の研究者を中心に情報交換・意見集約する機能及び各国の科学者との連携・交流強化のための科学に関する国際交流機能とされ、「③社会とのコミュニケーション機能」は、科学技術活動について国民にわかりやすい形で発信し、科学的知識や考え方の普及を通じて国民的合意の形成をはかり、社会からの科学技術に対する意見・要望を汲み取り科学技術活動に反映していく機能とされた。また、①～③以外に、「充実した調査研究機能が必要である。」とされた。（意見具申P3～4、P6～7参照）

- これを踏まえ、上記意見具申において日本学術会議に求められている役割及びそれに基づく具体的な機能と現行法における日本学術会議の職務及び権限規定の関係等について整理する。
- 「①政策提言機能」について

これまで日本学術会議では、現行法の第3条第1号（科学に関する重要な事項を審議し、その実現を図ること。）、第4条（諮問）及び第5条（勧告）の職務及び権限規定に基づき多くの政策提言（諮問に対する答申、勧告、回答、要望、声明、報告）を行ってきたところ。

今般の改革において、上記意見具申に沿って政策提言機能を強化することとしても、既に政策提言に関する規定が整備されていることから、特に職務及び権限規定について手当する必要はないと考えられる。

- 「②科学に関する連絡調整」について

これまで日本学術会議では、現行法の第3条第2号（科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。）という職務規定に基づき、「我が国の科学者の内外に対する代表機関」として、わが国の科学者間の情報交換・

意見集約(ex 産学官連携サミット)及び各国科学者との交流 (ex 国際シンポジウム)を行ってきたところ。

今般の改革において、上記意見具申に沿って科学に関する連絡調整機能を強化することとしても、既に現行の規定に基づいて行われている職務を強化していくという位置付けであり、特に職務規定について手当する必要はないと考えられる。

○ 「③社会とのコミュニケーション機能」について

これまで日本学術会議では、法第3条第1項（科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。）に基づく職務を行うため、政策提言に当たっては、広く国民から意見を求め、その意見も踏まえた上で最終的な政策提言を行ってきたところ。

今般の改革において、上記意見具申に沿って社会とのコミュニケーション機能を強化することとしても、既に現行の規定に基づいて行われている職務を強化していくという位置付けであり、特に職務規定について手当する必要はないと考えられる。

○ 「充実した調査研究機能」について

これまで日本学術会議では、法第3条第1項（科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。）に基づき、科学に関する重要課題について調査審議を行い、多くの政策提言を行ってきたところ。

今般の改革において、上記意見具申に沿って調査研究機能を強化することとしても、既に現行の規定に基づいて行われている職務を強化していくという位置付けであり、特に職務規定について手当する必要はないと考えられる。

○ 上記意見具申の前文、目的規定、職務及び権限規定に対する影響について

上記で検討したように上記意見具申で指摘された事項は、既に現行の規定に基づいて行われている職務を強化していくという位置付けであり、また、上記意見具申においても、日本学術会議が、これまで科学者コミュニティの代表としての一定の役割を担ってきたことを評価していることから、前文、目的、職務及び権限規定（第1条～第6条の2）については、現行のままで変更しないものとする（所轄の変更部分を除く）。

なお、上記の考え方に基づき、総務省行政管理局も了解済みである。

第1条改正の趣旨（所轄の変更について）

日本学術会議は、昭和23年の設立以来、旧総理府に置かれていたが、行政改革会議最終報告で、「当面総務省に存置することとするが、今後その在り方について、総合科学技術会議で検討する。」こととされ、その在り方について、内閣府に設置された総合科学技術会議において検討することとされた。

これを受け、総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、「所管を含め関係府省で速やかに検討を進める必要がある。」（意見具申P15）とされた。

さらに、日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「日本学術会議を、これまでのように内閣総理大臣の所轄とすることがより適切な位置付け」（検討結果P24）とされた。

上記意見具申及び検討結果を踏まえると、改革後の日本学術会議が果たす機能は、①政府全体の科学技術政策形成の根幹となるとともに総合科学技術会議が行う研究開発評価の根幹となる、将来のわが国のビジョンや科学技術の長期展望を提言すること、②政府全体としての対処を要する緊急的課題に対し、迅速に多角的観点から審議を行い、科学的水準の高い見解を提言し、的確な事態対処のための根幹として貢献すること、③「産」、「学」、「官」の科学技術活動の結節点として、総合科学技術会議と連携して、产学研官連携の推進に大きく貢献すること等が主体となる。

これらの機能は、将来のわが国科学技術の発展を方向づけるなど政策形成を直接担う総合科学技術会議とともに、科学技術を推進させる際の根幹に関わる不可欠なものであり、科学技術政策の重要性に鑑み、内閣府において科学技術政策の総合戦略立案、総合調整を行うこととした趣旨を踏まえると、今後の改革により、科学技術の推進に関し、上記にあるような積極的な役割を担うこととなる日本学術会議は、総合科学技術会議とともに、内閣府に置かれることが適当であることから、その所轄を総務大臣から内閣総理大臣に移すものである。

なお、日本学術会議を内閣総理大臣の所轄に移すことについては、上記の考え方に基づき、文部科学省等も了解済みである。

第6条の2第2項改正の趣旨

(国際団体加入について承認を与える大臣について)

第1条第2項の改正により、所轄が総務大臣から内閣総理大臣に移ることに伴い、日本学術会議が、学術に関する国際団体に加入し、政府が新たに義務を負担するときに承認を与える大臣を総務大臣から内閣総理大臣に変更するものである。

この規定に関連して経過措置規定を置くことについても検討したが、過去の承認スケジュールを見る限り、この規定に関連した予算等の問題で、所轄が変更になる平成17年4月1日以前に総務大臣の承認を得た事項について、平成17年4月1日以降内閣総理大臣に引き継いで処理する必要がある事項は発生しないと思われる所以、経過措置規定を置かないものとする。

なお、予見できない事態が発生し、経過措置が必要となった場合は、附則第8条の包括規定（必要な経過措置を政令で定めるものとする規定）で対応することを想定している。

※ 予算措置全体についても経過措置規定を置くことについて検討したが、平成15年の公正取引委員会移管時の例（平成15年分の予算については、移管先の内閣府で予算要求を行うこととした例で、予算に関連しての経過措置規定は置かれていない。）を踏まえ、今般の改正においても、平成17年度の予算要求については内閣府が行うことで対応することから、経過措置規定は置かないこととする。

第7条改正の趣旨（会員関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、会員の在り方について、基本的には、「同一性、自立性を保った会員組織が中長期的観点に立った継続的立場で活動する体制とするため、3年毎に会員全員を改選する「期」制も改めるべきである。」（意見具申P4）とされ、また、具体的には、「全会員が一斉に交代する現行の「期制」は必ずしも適当でない。しかし、長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が損なわれることがないよう、例えば定年制や会員ごとの任期制の導入などの措置を考慮すべきである。」（意見具申P9）とされ、さらに、「「会員」の数は、総会が合議体として機能し得る規模を考慮すると、ほぼ200人～300人程度を基本とすることが適当であろう。」（意見具申P11）とされたところ。

これを受けた、日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「会員は任期制（半数改選）で、70歳に達した日（可能であれば、その日以後における最初の3月31日）をもって退職する定年制を探る。」とされ、また、「現行制度（任期3年で通算3期9年まで）を参考にしつつ活動の安定性を確保するため、任期は6年（改選は3年ごと）とする。半数改選のため、初回の会員の半数は任期3年とする。」とされた。また、会員の在り方について「70歳に達した日（可能であれば、その日以後における最初の3月31日）をもって退職する定年制を探る。」とされ、さらに会員の数については、「現行の210名を基本とする。」とされた（検討結果P4～6）。

○ 会員数は210名を維持（第7条第1項関係）

上記背景を踏まえ、現在の会員数である210名については、変更を行わない。この点については、関係府省において既に了解済みである。

○ 半数改選とする考え方（第7条第3項関係）

上記背景を踏まえ、現在の全会員が一斉交代する制度を改め、①同一性、自立性を保った会員組織が中長期的な観点に立った継続的立場で活動が可能となるようにした上で、②会員選考・任命にかかる会員や事務局等の事務負担が過大なものとならないように配慮し、さらに③これまでの各委員会の調査審議の区切り（3年が一つの区切りになっている。）についても考慮し、半数改選制を導入する。

なお、半数改選の用例としては、参議院（任期6年）及び社会保険医療協議会委員（任期2年）の例があるのみであり、初回の場合は、それぞれ参議院の場合は6年と3年、社会保険医療協議会の場合は2年と1年の任期の会員をそれぞれ半数ずつ区別して一斉に任命しており、その後も、参議院は3年ごとに、

社会保険医療協議会は1年ごとに一斉に改選してきているところ。

○ 会員の任期を6年（原則再任不可）とする考え方（第7条第3項、第5項）

上記背景を踏まえると、通算9年間在任できるという現行の制度は、長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化して、活動が損なわれるおそれがあることから、会員の任期を6年（原則再任不可）に改める。

なお、再任に際して制限を加える用例（国家公安委員会委員及び会計検査院検査官は「1回に限り再任されることができる。」とされている。）はあるものの、「再任されることができない」とした用例はない。

○ 補欠の会員にのみ、一回に限り再任を可とする考え方（第7条第5項但書）

任期の途中で欠員を生じたときに新たに任命される会員については、通常の会員の任期が6年とされていることとの公平を図る観点や会員として十分な活動期間を確保する観点から、特に引き続き1回のみの再任を可能とすることとする。

また、例えば、会員経験者が補欠の会員となった場合は、相当長期（最大20年11ヶ月）会員をやることが理論上は可能になるが、そのような場合は、日本学術会議の見識によって、公平性の観点から判断することを想定しており、法的には対処しないものとする。

なお、過去3年間、会員の死亡等に伴って、補欠の会員となった者は3名である。

○ 70歳に達したときに退職する考え方（第7条第6項）

上記背景を踏まえ、高齢会員の増加による、会員構成の硬直化や組織活動の停滞などの弊害を防ぐため、会員は70歳に達したときに退職することとするものである。

また、その年齢については、日本学術会議の会員たるにふさわしい科学的業績を持つ科学者をいたずらに排除しないように配慮する一方で、他の国家公務員の定年年齢の例や審議会委員について70歳以上の者を任命する場合に、運用上一定の条件（協議手続）が付されていることを踏まえ、70歳を妥当としたものである。

なお、70歳定年制は任期制に優先することを想定しており、任期中であっても、70歳に達した場合には退職することを想定しており、その旨規定することも検討したが、他の定年制の用例においても、その旨規定した例はなく、当然のこととして運用されていることから、特に規定しないこととする。

また、仮に現在の会員（19期）に70歳定年制を適用した場合、約12.5%の会員が該当することになる。

(参考) 定年の例

| 公務員の種類 | 定年 | 定年制の規定時期 |
|-------------------|------------------|-----------------------|
| 国家公務員（一般職） | 原則 60 歳 | 昭和 56 年改正時 |
| 地方公務員 | 国の職員の定年を基準に条例で規定 | 昭和 56 年改正時 |
| 最高裁判所裁判官 | 70 歳 | 昭和 22 年制定時 |
| 高等裁判所裁判官、下級裁判所裁判官 | 65 歳 | 昭和 22 年制定時 |
| 簡易裁判所裁判官 | 70 歳 | 昭和 23 年改正時 |
| 検察官 | 63 または 65 歳 | 昭和 22 年制定時 |
| 会計検査院検査官 | 65 歳 | 昭和 23 年施定時 |
| 公正取引委員会委員長及び委員 | 70 歳 | 平成 8 年改正時に 65 歳から引き上げ |
| 国会職員 | 原則 60 歳 | 昭和 59 年改正時 |
| 自衛隊員（自衛官を除く） | 原則 60 歳 | 昭和 56 年改正時 |

(参考) 審議会等の運営に関する指針（平成 11 年 4 月 27 日 閣議決定）（抄）

2 委員の選任

(1) 委員の選任

② 高齢者

委員がその職責を十分に果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない。

(参考) 省庁再編後の審議会等委員の人選について（平成 12 年 10 月 11 日 各省庁人事担当課長会議申し合わせ）（抄）

3 再編以降の取り扱い方針

(2) 高齢者委員の任命

高齢者については、原則として委員に選任しないこととなっていることから、現行どおり70 歳以上の高齢委員を新規に任命する場合には、内閣府大臣官房人事課に協議する。

(参考) 任期及び定年を共に規定している例

○ 裁判官

任期 10 年（再任可）、定年制（最高裁判所及び簡易裁判所は 70 歳、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所は 65 歳）

※定年制は昭和 22 年制定時より規定

（一部昭和 23 年改正時より）

- 会計検査院検査官
任期 7 年（再任 1 回のみ可）、定年制（65 歳）
※定年制は昭和 23 年制定時より規定
- 公正取引委員会委員長・委員
任期 5 年（再任可）で定年制（70 歳）
※定年制は平成 8 年改正で 65 歳から
70 歳に引き上げた

（参考）年齢 5 歳階級別第 19 期会員数

| | 会員数 | 構成比 |
|--------|-----|--------|
| 50～54歳 | 9 | 4.3% |
| 55～59歳 | 35 | 16.7% |
| 60～64歳 | 76 | 36.2% |
| 65～69歳 | 64 | 30.5% |
| 70～74歳 | 24 | 11.4% |
| 75～79歳 | 0 | 0.0% |
| 80～84歳 | 2 | 1.0% |
| 計 | 210 | 100.0% |

※ 平均 63.5 歳

（参考）再任回数別 19 期会員数

| | 会員数 | 構成比 |
|------|-----|-------|
| 1 期目 | 113 | 53.8% |
| 2 期目 | 66 | 31.4% |
| 3 期目 | 31 | 14.8% |

○ 7 条の項の並び方について

他の任期や定年等の用例を調べたところ、これらの規定の規定順は、必ずしも一律ではないが、任命→任期・残任期間→再任→定年の順番→その他の規定の順番のように整理している例が比較的多いと思われることから、これらに倣って規定したものである。なお、手当及び兼職に関する規定については、現行の規定の並びを踏まえたものである。

第8条改正の趣旨（副会長の増員について）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、日本学術会議に必要な機能として、「各国科学者との連携・交流機能の強化のための科学に関する国際交流機能」が必要であり、「日本学術会議の特性を活かし、分野横断的な国際会議への対応や国際機関との交流を充実していくべき」とされた。また、「内部体制を整えて改革を進めるべきである。」とされた（意見具申P 6～7）。

上記意見具申を受けて、日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「副会長については、執行体制を強化するため、（中略）また、国際交流・協力機能を強化するため、現行の2名に加えて国際担当を設け、計3名とし、機動的な管理運営体制を確立できる機能別の職務分担による」とこととされたところ（検討結果P 18）。

これらを踏まえ、内部体制の強化策の一つとして副会長を1名増員し、会長の補佐機能を強化する。

なお、現在置かれている2人の副会長については、人文科学部門及び自然科学部門から、それぞれ選出されているものの、従来から自らが選出された部門の区分にとらわれることなく、職務を行っているが、法改正後は、3人の副会長は、部の区分にとらわれることなく選出され、領域横断的に職務を行うことを想定している。

○副会長の任命手続きを「総会の同意を得て、会長が指名する」ととする考え方（第8条第3項関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、「会員の選出、会長・副会長等の選出、活動の基本の方針の策定、部門等の改廃など、日本学術会議の組織や運営に関する重要事項を審議し決定する場は、全会員からなる総会とすべきである。」とされ、また、「緊急的な課題等にも機動的に対処できるよう、迅速な意思決定が可能な運営体制を確立することが必要」とされた（意見具申P 10）。

上記意見具申を受けた日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「副会長については、執行体制を強化するため、会長の指名により総会で決定することとされた（検討結果P 18）。

これらを踏まえ、現行法では、副会長（2人）については、「人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によって」選出しているところであるが、改革後は、会長を中心とした内部体制をより強固なものとし、会長のリーダーシップによる迅速な意思決定が可能となるように、副会長（3人）については、会長が任命する方式に改めるもので

ある。

また、意見具申においては、「副会長等の選出（中略）は、全会員からなる総会とすべきである。」（意見具申P10）とされていることを踏まえ、上述の会長による副会長指名の考え方を基本としつつも、総会の意思を指名に際し反映させるため、「総会の同意を得て、会長が指名する。」ものとする。

○会長、副会長の任期を3年とする考え方、再選（任）されることができるとする考え方（第8条第3項、第4項）

総合科学技術会議意見具申では、「執行部の役員については、計画的な業務運営の観点から一定の任期を定めるべきである。」（意見具申P10）とされた。

これを踏まえ、会長、副会長については、一定の任期を定めることとするが、その期間については、会員の任期が6年で3年ごとに半数が一斉に改選されることとあわせ、3年とするものである。

また、会員の任期が6年であることを踏まえ、有為な人材が引き続き役員として職務を遂行することが必要になる場合を想定し、再選（任）できることとする。

○会長及び副会長の任期と会員の任期の関係について

会員が3年ごとに交代する際に、会長及び副会長が一時的に不在となる場合も予想されるが、これまでの慣例に従うならば、1～2日程度の不在であれば、特に実務上支障はないと思われることから、会長及び副会長の不在期間を埋めるような規定は置かないこととする。

ある会員について、会員の任期が終了したにも関わらず、会長又は副会長の任期の途中であることも想定されるが、運用上、会員の身分を失った場合は、当然に会長又は副会長の身分を失うことを想定している（国家公安委員会や教育委員会の委員と委員長についても同じような扱いがなされている。）。

これまでの慣例に従って、会長が辞職した場合は、副会長も同時に辞職するものとし、3年ごとの半数改選においては、原則として会長及び副会長は全員選出し直すことを想定している。

会長の任期が残り少ないにも関わらず、会長が辞職した場合については、運用上、補欠の会長及び副会長の選出と次の期の会長及び副会長の選出とを兼ねて行わせることもできるものとすることを想定している。

なお、任期の規定振りについては、「会長又は副会長」にするか「会長及び副会長」にするか検討したが、前者の用例が多いことから、前者に倣うこととしたものである。

第10条及び第11条の改正の趣旨（部関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、部の在り方について、「現在の7部制は、設立当時の科学諸領域を反映したものであり」、「これに固執することは、科学の進歩発展により台頭してきた新分野、融合分野を取り込むための柔軟性を欠くこととな」るので、「科学の新分野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、例えば、文科系、理科系の2部門制あるいは文科系、理工系、生命科学系の3部門制などの大ぐくりにするとともに、（中略）科学の進展や変化に合わせ柔軟に変更できる仕組とすべき」とされたところ（意見具申P 9）。

これを受けた、日本学術会議における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「新しい「部」は、活動上の緩やかな括りにすぎず、（中略）コミュニケーションのための言語の共通性は考慮して設定する必要がある」と、「生物生命系」は、「人文社会系」とも「理工系」とも境界面を有し親和性を持って交流でき、また、科学研究費補助金の配分額と件数で5割の比重を占めていることなどから、「部」として設定することが適切であり、これにより、「部」の間の交流・協働が促進されて一体性が強化されることから、「人文社会系」、「生物生命系」、「理工系」（いずれも仮称）の3部制」とすることとされた（検討結果P 4）。

これらを踏まえ、これまでの七部制を、「第一部」、「第二部」、「第三部」の三部制とし、「第一部」は、「人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。」ものとし、「第二部」は、「生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。」ものとし、「第三部」は、「理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。」ものとする。

「第一部」は、従来の人文科学部門（旧一部（文学、哲学、教育学、心理学、社会学、史学）旧二部（法律学、政治学）、旧三部（経済学、商学・経営学）と、これまでいずれの部にも分類されてこなかった分野の一部を意味する。また、「第二部」は、旧六部（農学）及び旧七部（医学、歯学、薬学）とこれまでいずれの部にも分類されてこなかった分野の一部を意味する。さらに、「第三部」は、旧四部（理学）及び旧五部（工学）とこれまで分類されてこなかった分野の一部を意味する。

なお、各部においては、これまでの部と同様に各専門分野について調査審議

を行うとともに、総会及び幹事会からの依頼に応じ、各部の意見を取りまとめること等を予定しているが、「当該分野に関する事項をつかさどる」とは、その部の専権事項とすることを想定しているわけではない。

(参考)

生命科学(大辞林)「=ライフサイエンス(生命現象を生物学を中心に化学・物理学などの基礎的な面と、医学・心理学・人文社会科学・農学・工学などの応用面とから総合的に研究しようとする学問。)

○ 第一部、第二部及び第三部の規定の順序について(第10条関係)

第一部、第二部及び第三部の規定の順序については、現在法第10条において、「人文科学部門」、「自然科学部門」の順序で規定されているが、「生命科学」は、「人文科学部門」及び「自然科学部門」のどちらにも接点(ex. 日本学術会議で現在重点的に取り組まれている「生命倫理」や「こころ」の分野)が多いので、現在の部門の並びも踏まえ、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる「第一部」と、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる「第三部」の間に、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる「第二部」を置くものである。

○ 「分属する」を「属する」と改める趣旨(第11条第4項)

「分属」とは、「人を分けて各方面に割り当てること。配属。」(日本国語大辞典 小学館)とされているが、戦前の軍隊等で使用されてきた古い表現であり、他律的かつ固定的な意味合いが強く、他には日本学術会議法を参考に作られた日本学士院法における用例があるのみである。

今般の改正は、これまでの登録学術研究団体を基礎にした他律的かつ固定的な色彩が強かった会員の選考方法を改めることにあることを踏まえ、他律的かつ固定的な意味合いの強い「分属する」を単に「属する」に改めるものである。

○ 各部の「定員」を定めないこととする趣旨

総合科学技術会議の意見具申(「日本学術会議の在り方について」)においては、部の在り方について、「現在の7部制は、設立当時の科学諸領域を反映したものであり」、「これに固執することは、科学の進歩発展により台頭してきた新分野、融合分野を取り込むための柔軟性を欠くこととな」るので、「科学の新分

野の成立や分野の融合に柔軟かつ的確に対応できるよう、例えば、文科系、理科系の2部門制あるいは文科系、理工系、生命科学系の3部門制など大きくりにするとともに、個々の部門や部門内の領域の定員を固定することなく、科学の進展や変化に合わせ柔軟に変更できる仕組とすべき」とされたところ（意見具申P9）。

これを受け、各部及び専門別の定員についての規定は、削除するものである。

第12条改正の趣旨（部長、副部長及び幹事関係）

今般の7部制から3部制への改正に伴い、一つの部に所属する会員の数は、これまでの2～3倍程度になり、部会の運営等において、部長にはこれまで以上のリーダーシップが求められる。

これを踏まえ、これまでのように部長、副部長及び幹事のすべてが、その部に属する会員の互選によって選ばれる制度を改め、部長のみ互選とし、副部長及び幹事については、部会の同意を得て、部長が指名することによって、部会の運営等において、部長が副部長及び幹事の協力得て、的確なリーダーシップを発揮できるようにしたものである。

また、部長については、同じ互選である会長の規定（第8条第4項及び第6項）を、副部長及び幹事については、会長の指名によって選出されている副会長の規定（第8条第5項及び第6項）を準用するものとする。

第14条改正の趣旨（幹事会関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）において、日本学術会議の運営体制について、「緊急的な課題にも機動的に対処できるよう、迅速な意思決定が可能な運営体制を確立することも必要である。このため、例えば理事会等の執行機関を設けるか、一定の事項につき総会決定により意思決定を委任する等の方策を講じ、従来の「総会主義」に陥らないようにすることが必要」とされたところ（意見具申P10）。

これを受けて、現行、日本学術会議の運営に関する事項を審議させるために置かれている運営審議会について、7部制が3部制に改編されるのに伴い、その構成員数を絞り込み（20数名→16名）、日本学術会議が、規則で定めるところにより、その職務及び権限の一部を委任することができることとすることによって、日本学術会議としての意思決定の迅速化・効率化を図るものとする。また、その名称についても幹事を基礎としていることから、「幹事会」に改称する。

第15条改正の趣旨（連携会員関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、「（狭義の）「会員」とともに、緊急の課題や新たな課題に柔軟かつ迅速に対処したり、学協会との連絡調整などの活動に従事し、「会員」とともに日本学術会議の機能を担うものとして、「連携会員」（仮称）を設ける。」とされた（意見具申P11）。

上記意見具申を受けた日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、上記意見具申で指摘された「連携会員」については、「基本的には、「課題別委員会」（仮称）に配属されるが、緊急課題への対応を含め弾力的な運用を図ることとされた（検討結果P11）。

これらを踏まえ、会員（定員210名）と連携し、規則の定めるところにより日本学術会議の職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）（2400人程度）を設けることとするが、会員と連携会員との違い、連携会員の職務等は以下のとおり。

連携会員は、会員と異なり、総会、連合部会及び部会における議決権を有さない（日本学術会議法第24条第2項の規定では「総会の議決は、出席会員の多数決による。」と規定されており、同条第3項ではこの規定が部会及び連合部会に準用されている。）。

連携会員は、常置若しくは臨時の委員会（以下「委員会」という。）に所属し、又は会員と連携し、単独で第3条に規定する職務の一部に従事するものであり、その職務については多様なものがあるので、「会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせる」と規定することとした。

なお、総合科学技術会議の意見具申では、「一定数以上の外国人研究者を「連携会員」とするものとする。」（意見具申P11）とされているところであるが、総合科学技術会議が想定している連携会員に登用すべき外国人研究者とは、諸外国のアカデミーの会員等として、すでに世界的な評価を受けた研究者であると思われ、日本学術会議においては、このような外国人研究者は、連携会員としてではなく、会員と同等なクラスとして協力を求めることが妥当と考えていることから、国家公務員法第2条第7項に基づいて、別の名称で措置することを想定している。

第15条の2改正の趣旨（委員会関係）

現在、日本学術会議には、科学に関する研究領域及び重要な課題ごとに、現行法第3条第2号（科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる）の職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議するとともに、現行の登録学術研究団体による推薦に基づく会員の推薦手続の中で一定の役割を果たしている研究連絡委員会が置かれている。

同委員会は、昭和58年改正時に調査審議のほかに会員候補者の推薦を行わせるため、特に法定されたものである。

一方、総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、「日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在來の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成され、メンバーも選出されるべきである。この観点から、現在の学協会の推薦による会員選出方式は見直す必要がある」ことから、「co-optation（現会員による欠員補充）による選出を基本とする」とされたところ。（意見具申P4～5）

また、上記の意見具申を受けて、日本学術会議改革推進委員会において検討した結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「現在の研究連絡委員会を廃止して、中長期的課題及び緊急の課題に対応して時限設置される「課題別委員会」（仮称）を置く。」とされた。（検討結果P20）

これらを踏まえ、科学の領域別に固定的に設置されているものがその多くを占め、個別学協会と密接に結びつきながら会員候補者の推薦を行ってきた法定の研究連絡委員会を廃止し、委員会については、「会員及び連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会」という包括規定によって規定し、詳細な委員会の構成については、日本学術会議が規則で定めることを想定した規定とする。

規則では、現行の常置委員会及び特別委員会のほか、科学の課題ごとに置かれる課題別委員会（仮称）を規定することを想定している。

法律の書き振りについて、委員会は、連携会員の職務活動の中心的な場となるので、常置又は臨時の委員会が、会員と連携会員をもつて組織されるものであることを明確に規定することとしたい。

なお、委員会については、①会員と連携会員の両方で構成される委員会のほかに、②懲罰委員会のように会員のみによって構成される委員会や③部会の下で調査を専門に行う委員会のように連携会員のみによって構成される委員会もあり得ることから、「会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会」と規定するものである。

(参考) 18期の常置委員会、特別委員会一覧

| | 委員会名 | 職務 |
|--------|-------------------|--|
| 常置の委員会 | 組織・制度 | 日本学術会議の組織・制度等に関すること |
| | 学術と社会 | 学問の自由及び科学者の倫理・社会貢献に関すること |
| | 学術の在り方 | 現在及び将来の学術の在り方に関すること |
| | 学術体制 | 学術の制度・振興及び学術関係機関・学術研究団体との連携に関すること |
| | 学術基盤情報 | 学術基盤情報の収集・整理・利用・公開等の在り方に関すること |
| | 国際協力 | 学術に関する国際交流・国際対応等の国際協力に関すること |
| 臨時の委員会 | ジェンダー問題の多角的検討 | ジェンダー問題に焦点を当て、生物としてヒトと社会的文化的存在としての人間の交叉に関し検討 |
| | ヒューマン・セキュリティの構築 | ヒューマン・セキュリティの観点から、新しい社会システムを検討 |
| | 情報技術革新と経済・社会 | 日本経済の最適再発展経路への多種多様な政策処方箋を検討 |
| | 循環型社会 | 循環型社会への転換のための課題について多面的に検討 |
| | 生命科学の全体像と生命倫理 | 生命科学の全体像を見定め、負の効果の克服等多面的に検討 |
| | 教育体系の再構築 | 柔軟な視点と理論的な思考を可能とする教育の在り方について検討 |
| | 精神障害者との共生社会 | 広く精神障害者と社会との共生の在り方の問題として検討し、その方策を提示 |
| | 文明誌の構築 | 文明誌構築の実行可能性を検討し新しい科学領域の必要性を提唱 |
| | 牛海綿状脳症(BSE)と食品の安全 | 牛海綿状脳症(BSE)を始めとする食品の安全に関し、純粋に科学的見地から調査検討 |

第15条の3の削除について（手当支給関係）

会員以外の委員会の委員は、一般職の非常勤の職員であり、この法律において手当の支給規定がなくても一般職職員給与法の規定により、手当を支給することができる。

よって、削除するものである。

第16条改正の趣旨（事務局関係）

第1条第2項の改正により、所轄が総務大臣から内閣総理大臣に移ることから、職員の任免権者が総務大臣から内閣総理大臣に変更になることに伴う改正である。

なお、事務局職員の身分については、会長等と一括して附則第7条に引継ぎ規定を置くこととする。

第17条～第22条の3改正の趣旨（会員の推薦関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」）においては、「日本学術会議は科学者コミュニティの総体を代表し、個別学協会の利害から自立した科学者の組織とならねばならず、在来の学問体系や諸学問分野の勢力図から離れて組織が構成され、メンバーも選出されるべきで」、「現在の7部制や学協会の推薦による会員選出方式は見直す必要がある」とされた。また、「現会員による選出（いわゆる co-optation）を基本としつつ、新分野からの選出や多様な会員構成を可能とするための方策を組み合わせるなど、適切な選出方法を検討することも考えられる。会員による選出にあたっては、候補者に関する情報を学協会からの提供を含め幅広く収集する工夫、選考基準の明確化などに留意する必要がある。また、科学に関する知識・意見の集約を幅広く行うため、産業人や若手研究者、女性研究者、地方在住者など多様な会員が業績、能力に応じて適切に選出されるようにすべきである。」（意見具申P4～5）とされた。

上記意見具申を受けた日本学術会議改革推進委員会における検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、改革後の初回の会員選出については、独立的な「日本学術会議会員選考委員会」（仮称）を时限設置して行うことが妥当とされ、2回目以降の会員選出については、「co-optation の理念に基づき、3年ごとに、会員が「連携会員」の協力を得て、「推薦委員会」（仮称）を設置して、新たに会員となるべき者を選出」することが妥当とされ、また、「選出に関わる領域を設定する場合には、初回の例を参考にしつつも、その後の新生、融合、分化等の動向を十分考慮して見直しを行うとともに、領域ごとの固定的な定数配分は行わない。」（検討結果P14）とされた。

これらを踏まえ、現行法では、学術研究団体を基礎として会員の推薦を行う制度を採用しており、推薦の母体としての学術研究団体の登録要件、会員候補者の届出、推薦人の届出、関連研究連絡委員会、独立的な立場から会員選考に係る事務を行う会員推薦管理会等に関する規定が法律に規定されているところであるが、現行の登録学術研究団体の推薦に基づいた会員選考方式を廃止し、会員選考については、現会員による選出（co-optation）制度に改正する。

具体的には、日本学術会議が、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、会員の候補者を決定し、内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣が、その推薦に基づき、会員を任命することになる。この際、日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない。

なお、会員の候補者の選考に関する改正17条の規定は、最終的に最高議決機関である総会で決定する（日本学術会議法第23条第2項）ことを想定しているが、それ以外の詳細な選考手続（補欠の会員の補充等も含む。）については、日

本学術会議が規則で定めることとするものである。なお、その際にも、会員の候補者が選考及び推薦されるべき期限等については、内閣府令で定めるものとする。

本規定の書き振りについては、ユネスコ活動に関する法律第9条の例を参考にしている。

○「会員の候補者を選考し」とすることについて

「選考」と「選定」では、実質的な意味において決定的な相違はないが、「選定」は、「決定」という形式的行為に重きを置いているのに対し、「選考」は、選び出す実質的行為（プロセス）に重きを置いているという違いがある。

従来の登録学術研究団体が行っていた会員候補者の「選定」は、日本学術会議の外部で行われていた「決定」であるのに対し、今般の会員候補者選考委員会が行う「選考」は日本学術会議内部の、会員候補者を選び出すプロセスであり、その職務であるため、「選考」という用語を使うこととしたい。

第 26 条改正の趣旨

現行の第 26 条の規定は、「総会における出席会員の三分の二の議決」がないと、日本学術会議は、内閣総理大臣に会員を退職させるための申出ができないことになっている。

これまでこの規定は適用されたことがないが、今後、明らかに犯罪行為を行った会員にまで、「総会における出席会員の三分の二以上の議決」が必要であるとするのは、問題があると思われることから、規則で柔軟に対応できるように、「総会における出席会員の三分の二以上の議決」を削ったものである。

なお、明らかに犯罪行為を行った会員に対しては、総会を開くことなく懲罰委員会の議決を経た上で、幹事会の専決によって内閣総理大臣に対して退職の申出を行うことができるように規則を整備、運用することを想定している。

○ 第 14 条第 3 項（幹事会関係）の権限委任との違いについて

上記のように第 26 条では、総会を開くことなく懲罰委員会の議決を経た上で、幹事会の専決によって、日本学術会議が内閣総理大臣に対して退職の申出を行うことができるように規則を整備、運用することを想定している。

一方、第 14 条第 3 項の規定は、日本学術会議が規則で定めるところにより、その職務の一部を幹事会に権限委任することによって、幹事会がその権限委任された事項について決定し、幹事会の名において報告書等を公表することを想定している。

施行期日と各規定について（附則第1条関係）

日本学術会議の総務省から内閣府への移管を平成17年4月1日とすることに伴い、施行期日については、以下のように3つに分けることとする。

① 公布の日

- 改革後初回の会員を選考するための会員候補者選考委員会関係
 - ・会員推薦管理会を廃止し（注）、現在の会員推薦システムを改正（第18条～第22条の改正規定、第22条の2及び第22条の3を削る改正規定、附則第2条）

（注）日本学術会議会員候補者選考委員会のスクラップとして、会員推薦管理会を一部施行日に廃止したもの。会員推薦管理会は、補欠の会員として推薦すべき者をすでに内閣総理大臣に対して推薦していることから、一部施行日に廃止した場合でも、施行日の前日までは、補欠の会員を補充することは可能。

- ・改革後の初回の会員を選考するための会員候補者選考委員会設置等（附則第4条、第5条（内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。）、第8条）
- ・改革後の初回の会員の任命前（新体制発足前）に会員及び研究連絡委員会委員の任期を終了（附則第3条）



② 平成17年4月1日

- 内閣府への移管
 - ・日本学術会議を総務大臣の所轄から内閣総理大臣の所轄に変更（第1条第2項、第6条の2第2項及び第16条第3項の改正規定）
 - ・これを受けた経過措置規定（附則第7条）、関係法律の整備関係の規定
 - ・改正後の第17条に対応して、会員候補者選考委員会が内閣総理大臣に会員候補者を推薦する際の手続に関する規定を整備する必要があるが、推薦が行われる時期にかんがみ、同規定は総務省令ではなく、内閣府令で定めることとする。（附則第5条（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。））



③ 平成17年10月1日

○新体制発足

新体制が発足し、新会員の任命及び新執行部の選出等が行われるのにあわせ、

- ・会員関係（第7条第2項～第8項）
- ・会長及び副会長関係（第8条第3項～第6項）
- ・部関係（第10条、第11条）
- ・部長、副部長及び幹事関係（第12条）
- ・幹事会関係（第14条）
- ・連携会員関係（第15条）
- ・委員会関係（第15条の2、第15条の3を削除する規定）
- ・会員候補者の推薦関係（第17条）
- ・退職関係（第26条）
- ・初回の会員関係（附則第6条）

の規定を施行

なお、本施行を平成17年10月1日とするのは、過去の会員選考・推薦の例（平成15年度選考では、周知期間を除いて約1年2ヶ月の期間を要した。）を参考に、今回の改革後の新会員候補者の選考及び推薦に要する期間を予測すると、実務上ある程度の周知期間（3ヶ月程度）を見込むならば、約1年半程度の期間が必要になると想定されるため

所轄の変更を平成17年4月1日に行うことについて

今般の日本学術会議の改革は、総合科学技術会議意見具申で求められる科学技術の推進に寄与するための総合科学技術会議との「車の両輪」機能等の役割を十分發揮できる体制とするため、会員選出方法、内部組織等について改革を行うこととするものであり、日本学術会議の内閣府移管についても、この「車の両輪」機能を十全に發揮させる観点から行われるものである。

改革後初回の新会員選出には一定の日時（約1年半）を要するため（※）、新会員の任命は、選出作業が終了次第（17年10月）行うこととし、それに合わせて審議・運営体制等内部組織の改革を実施するものである。

日本学術会議の内閣府への移管についても、新体制の発足（17年10月）に合わせて行なうことが考えられるが、年度途中の移管に伴い発生する事務の煩雑さを回避するため、年度首に移管を実施することとする。また、意見具申では早急な改革の実施が求められており、現行法の中で可能な限り早急に「車の両輪」としての機能が發揮できる体制に近づけることが適当であることから、17年10月の新体制発足に先立ち、17年4月に行なうこととするものである。

（※参考：初回の会員選考スケジュールについて）

- ・選考委員会委員選考〔約1か月〕
- ・委員任命手続〔1か月以内〕
- ・選考委員会開催（運営方針、会員選考基準の策定、専門委員の選考など）〔約2～3か月〕
- ・学術研究団体等への周知〔約2～3か月〕
- ・会員候補者の情報提供受付・データベース化〔約3～4か月〕
- ・専門委員会における候補者選考〔約2～3か月〕
- ・本委員会における候補者選考〔約3か月〕
- ・就任承諾協議、任命手続〔約2か月〕

附則（経過措置規定）の並べ方について

附則の経過措置規定の並べ方は以下のとおり。

附則の経過措置規定は、大きく分けると、体制整備関係規定(附則第2条から第6条まで)と所轄変更関係規定(附則第7条)とに分けられる。体制整備関係規定と所轄変更関係規定とを比較すると、体制整備関係規定内部の規定のほうが先に施行されることから(附則第2条から第5条までは公布の日施行)、体制整備関係規定を先に置き、その後に所轄変更関係規定を置いている。また、体制整備関係規定内部の順序は、施行期日が公布の日である規定(附則第2条から第5条まで)を先に置き、これらの規定のうちでは、対応する本則の規定順としたものである。

附則第2条の趣旨（経過措置）

改正法の一部施行（公布の日）から改正法の施行（平成17年10月1日）までの間に補欠の会員を任命する場合及び研究連絡委員会の委員に改正法の一部施行以前の会員推薦業務に携わった者を委嘱する場合には、改正法による改正前の第22条の規定を適用すべきであることから、経過措置規定を設けたものである。

(

(

附則第3条の趣旨（経過措置）

現行法の下で選ばれた会員及び研究連絡委員の任期は、どちらも3年とされている。（日本学術会議法第7条第3項、第15条第3項）

このため、現会員（19期）については、平成15年7月に任命されたため、平成18年7月まで任期が存続することになっており、また、研究連絡委員（19期）についても、平成15年10月以降順次任命されていることから、任期は平成18年10月～11月まで存続することとなる。

この法律の施行日（平成17年10月1日）に新しい推薦手続きに基づいて任命された新会員による新体制が発足することから、現会員（19期）及び研究連絡委員の任期を短縮し、この法律の施行の日の前日（平成17年9月30日）までとしたものである。

つまり、他の用例と同様に、改正法の施行期日の前日（平成17年9月30日）のうちに現会員（19期）及び研究連絡委員会の委員の任期は切れることとなる。

附則第4条の趣旨（日本学術会議会員候補者選考委員会関係）

総合科学技術会議の意見具申（「日本学術会議の在り方について」においては、「現在の学協会の推薦による会員選出方法は見直す必要があり、優れた研究者が科学的業績に基づいて会員に選出されるよう co-optation 方式（現会員による欠員補充）による選出を基本とする」（意見具申 P 5）こととされ、また、改革後の初回の会員選出方法について、「特に初回の新会員選出は、以後の日本学術会議の在り方を決定的に左右することから、極めて重要」であり、「例えば有識者からなる推薦委員会を設け、（中略）適切に新会員候補を選出する方法が考えられる。」（意見具申 P 14）とされたところ。

上記を踏まえた日本学術会議改革推進委員会の検討結果（「日本学術会議の改革の具体化について」）では、「日本学術会議の下に独立的な「日本学術会議会員選考委員会」（仮称）（中略）を時限設置し、（中略）計 30 名程度の委員を委嘱する」とこととされた（検討結果 P 10）。

これらを踏まえ、特例措置として、改革後の初回の会員の候補者の選考及び推薦を行わせるため、改正法の一部施行日（公布の日）から施行日の前日（平成 17 年 9 月 30 日）までの間、日本学術会議に政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する「日本学術会議会員候補者選考委員会」を新設（時限設置）するものである。

○ 総合科学技術会議の議長が指名する有識者議員及び日本学士院の院長との協議について

（附則第4条第3項関係）

日本学術会議会員候補者選考委員会は、日本学術会議に置かれる組織となることから、その委員は会長が任命することとなるが、その任命に当たっては、同委員会の日本学術会議からの独立性の要請に鑑み、日本学術会議の会長の意思決定のみによることはふさわしくないと考え、①総理の「知恵の場」にふさわしい識見の高い科学者が議員として任命されており、また、今般、日本学術会議の在り方について検討を行い、意見具申として取りまとめた総合科学技術会議及び②学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関であり、そのような科学者が会員となっている日本学士院の意見を聴取して、人選の客観性・公平性を担保することが適當と考え、総合科学技術会議の議長の指名する有識者議員及び日本学士院の院長に対し協議を行った上で任命することとするものである。

（参考）

○ 日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための文部科学省の機関（日本学士院法第 1 条）である。150 名の会員から構成されており、第一部

(人文社会部門) 及び第二部(自然科学部門)があり、その下に第一分科(文学・史学・哲学)、第二分科(法律学・政治学)、第三分科(経済学・商学)、第四分科(理学)、第五分科(工学)、第六分科(農学)、第七分科(医学・薬学・歯学)が置かれている。

- 総合科学技術会議は、内閣府に置かれた「重要政策に関する会議」(内閣府設置法第18条)であり、内閣総理大臣等の諮問に応じ、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的政策等について調査審議することを任務としている。議長は、内閣総理大臣であり、関係閣僚や有識者の計14人が議員である。

- 「協議」の考え方(附則第4条第3項)

「協議」は、法令上、「協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換した上で一定の事を行うことを前提として用いられることが多い。」(法令用語辞典)とされている。

日本学術会議の会長から総合科学技術会議の議長の指名する総合科学技術会議の有識者議員及び日本学士院の院長への「協議」は、会員候補者を選考及び決定する委員を選考するためのものである。

上記の「協議」に際しては、もとより「お互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換」することに最大限努めるものの、最終的に完全な意見の一致を見ることができない場合には、日本学術会議の会長が最終判断を下し、その決定に責任を負うことを想定している。

- 「政令で定めることを予定している事項」について(附則第4条第7項)

政令で定める事項としては、委員長を置くこと、委員長を委員の互選で選出すること、委員会の議決方法等を想定している。

附則第5条の趣旨（改革後初回の会員の任命関係）

日本学術会議会員候補者選考委員会は、現会員（19期）が新会員の選考を行うことはふさわしくないものとするその設置の趣旨に鑑み、現在の日本学術会議及びその会員から独立してその事務を行うことが必要となる。そのため、その事務処理については、可能な限り同委員会に委ねることとし、会員候補者の決定及びその推薦については、同委員会の権限として行うこととする。また、新会員の選考手続などについて、同委員会の日本学術会議本体からの独立性を重視する観点から、同委員会が自ら定めることとする。

なお、「内閣府令で定めるところ」としては、会員の候補者が決定・推薦されるべき期限等を想定している。

また、今般の改正では、3年ごとの半数改選制の導入を予定していることを踏まえ、任期が3年の会員候補者と任期が6年の会員候補者を、日本学術会議会員候補者選考委員会が区別して選考・推薦するものとする。

附則第6条の趣旨（改革後初回の会員の任命関係）

改革後の新会員の任命は、平成17年10月1日を予定している。

改正法第7条第2項は、第17条の改正規定による推薦に基づくこととされているため、改革後初回の会員任命に係る特例措置として、改正法附則第5条第1項による推薦に基づく任命となるよう措置するものである。

なお、改革後の新会員の任期は、一斉にスタートするが、半数改選制を導入するという今般の改革の趣旨を踏まえ、新会員の半数の者の任期は、本来の任期の半分である3年とする。

○ 任期3年の会員は1回のみ再任可とする趣旨（附則第6条第3項関係）

改正法第7条第5項では、原則として会員の再任を禁止している。

一方、改革後の初回の選出時に、その任期が3年として任命される会員については、通常の会員の任期が6年とされていることとの公平を図り、かつ会員として十分な活動期間を確保する必要がある。

よって、附則第6条第3項の規定により、任期が3年として任命される会員については、特に引き続き1回のみの再任を可能とすることとする。

附則第7条の趣旨

組織の所轄を変更したり、新しい組織を立ち上げた場合の経過措置規定の例としては、昭和五十九年の総理府設置法の一部を改正する等の法律により、行政管理庁を廃止し（総務庁設置法により総務庁を新設）、総理府（又は行政管理庁）所管の審議会等を各省に移管した際に、職員の引継ぎ規定（附則第二項）、処分等の引継ぎ規定（附則第三項及び第四項）、審議会及びその会長、委員等の引継ぎ規定（附則第五項）が措置されている例がある。

今般の日本学術会議の内閣府移管に際し、これらの引継ぎ規定の要否について検討する。

まず、日本学術会議、その会長、副会長、会員、部長、副部長、幹事、会員、研究連絡委員会の委員などに関する引継ぎ規定については、昭和五十九年の総理府からの審議会等の移管の際の例（作用法に設置根拠があり、設置根拠法自体の変更はないという、今般の日本学術会議の移管の場合と同様のものがその大半を占めている）にならい経過規定を措置することとする。その規定ぶりについては、総理府からの審議会等の移管の際の例では「～審議会等で次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する～」としており、委員の互選により選出される会長から規定していることから、本法案においても「～総務省本省に～置かれている日本学術会議及びその会長その他の職員は、内閣府本府に～置かれる日本学術会議となり、同一性をもつて存続する～」として、会員の互選により選出される会長から規定することとし、その他副会長、部長、副部長等々については、「その他の職員」として規定することとする。

なお、この場合、「その他の職員」には日本学術会議事務局の職員が含まれると解されるが、移管日付の人事異動については、内閣府への移管を前提に、別途、移管日付で辞令交付を行えば足りる。

なお、職員の引継ぎ規定（「～別に辞令を発生されない限り、同一の勤務条件をもつて～職員となるものとする。」）については、先の行政管理庁から総務庁への移行の際には設けられているが、金融監督庁設立時には設けられていない。このことから、職員の引継ぎ規定は、組織の改廃に伴い膨大な発令事務が発生する場合などに、それを回避するため政策的に置く規定であると考えられ、義務的に置かなければならない規定ではないものと考えられる。金融監督庁の他の部局と異なり、ほぼそのまま大蔵省から金融監督庁に移行した証券取引等監視委員会の職員について、委員長及び委員の引継ぎ規定のみ設け、事務局職員についての引継ぎ規定を設けなかったのは、金融監督庁の他の職員とのバランスを考えたためと思われる。

これらのことと踏まえ、今般の日本学術会議の移管の場合には、事務局の職員について、会長等と区別しての措置は設けないこととする。

さらに、処分等に関する経過措置規定については、昭和五十九年の行政管理庁設置法廃止（総務庁設置法制定）時に、行政管理庁が行った勧告に関する引継ぎ規定が措置されていないことにかんがみ、各省庁に対する勧告等の行政機関内部の行為については、事実行為として認識されているものと考え、同様に行政機関あての行為として、日本学術会議が行った勧告等に関する引継ぎ規定は措置しないこととする。

附則第8条の趣旨（政令での経過措置）

所轄を変更したり、新しい組織を立ち上げた場合、処分に関する経過措置規定、委員、職員等の身分引継ぎ規定等を置く場合が多いが、日本学術会議については、処分行為は想定されておらず、また、会員についても、新会員が所轄変更日に任命されることになっており、さらに、職員数も60名程度で比較的小規模な組織であり、所轄の変更時に職員を全員任命し直すことを予定していることから、これらの引継ぎ規定を置く必要がないと判断した。

また、総務大臣から内閣総理大臣に所轄が移ることとの関係で、情報公開法や個人情報保護法関係で移送等の措置が必要となることも考えられるが、情報公開については、これまで開示請求の実績がないことも考慮し、これらについては、運用で対応する予定である。

しかし、予想しない事態が発生する可能性もあることから、附則第7条までの規定以外に、経過措置規定が必要になった場合には、政令で手当することを想定した規定である。

附則第9条の趣旨（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律の改正関係）

日本学術会議の所轄が、総務大臣から内閣総理大臣に移ることに伴い、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の関連部分を整備したものである。

附則第10条及び附則第11条の規定の趣旨

(内閣府設置法及び総務省設置法の一部改正関係)

日本学術会議の所轄が、総務大臣から内閣総理大臣に移ることに伴い、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）の関連部分を整備したものである。

今般の改正において、日本学術会議の職務及び権限が変わらないことから、総務省設置法で規定されている日本学術会議に関する所掌事務をそのまま内閣府設置法に移して規定するものである。

○ 総務省設置法の規定の整理について

1. 第四条の改正について

現在、日本学術会議法第三条に規定される職務（「科学に関する重要事項の審議」及び「科学に関する研究の連絡」）に対応し、総務省設置法第四条第九十三号に「科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。」が総務省の所掌事務として規定されている。

日本学術会議の内閣府移行に伴い、当該所掌事務規定を「削除」に改める（同時に内閣府設置法第四条において内閣府の所掌事務（分担管理事務）として規定）。

なお、削除として、号を削り、後ろの号をつめないのは、本施行まで1年以上あることを考慮したものである。

2. 第二十一条及び第二十三条の改正について

現在、総務省設置法第二十一条第二項において、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関として日本学術会議の設置が規定され、第二十三条において、日本学術会議については、日本学術会議法の定めるところによる旨規定されている。

日本学術会議の内閣府移行に伴い、これらの規定に関し、所要の改正を行うものである。

○ 内閣府設置法の規定整備について

1. 第四条第三項の改正について

（1）改正の必要性

現在、日本学術会議法第三条に規定される職務（「科学に関する重要事項の審議」及び「科学に関する研究の連絡」）に対応し、総務省設置法第四条第九十三号に「科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。」が総務省の所掌事務として規定されている。

日本学術会議の内閣府移行に伴い、当該所掌事務規定を削除するとともに、内閣府設置法の所掌事務（分担管理事務）として新たに規定する必要がある。なお、今般の日本学術会議法改正においては、職務規定（第三条）の改正を行わないことから、設置法上の所掌事務規定の内容変更は行われない。

（2）内閣府設置法第四条第三項の配列順について

内閣府設置法第四条第三項各号の配列は、次のような考え方によっている。

①第一項の内閣補助事務と関連する分野・事項に関する事務を、第一項の分野・事項の配列の順序に従って、分野・事項のまとまりごとに、先に規定。

②①の後に、第一項の事務と関連する分野・事項に関する事務以外の事務を、第三条第二項の分担管理事務の任務規定の配列の順序に従って、任務のまとまりごとに規定。

③同じ分野・事項又は任務のまとまりの中では、基本的、一般的、総論的な事務を前に、個別的、各論的な事務を後ろに、政策対象及び手段の広がりの大きなものを前に、狭いものを後ろに規定。

（3）日本学術会議に係る所掌事務規定の配列順の考え方

①任務規定の考え方

改革後の日本学術会議の機能は、

- ・総合科学技術会議意見具申に基づき、内閣府が所掌する科学技術政策に関する政府全体としての企画立案・総合調整機能に関し、総合科学技術会議と連携して、その根幹として位置付けられるような重要不可欠な提言を行うこと等により、国の科学技術政策全体に関与することが期待されるものであり、

- ・また、科学技術政策に関する事項に限らず、政府全体を対象として諮問に対する答申や勧告を行うなど、直接、各府省の政策形成全般に対し、水準の高い科学的知見を提供することにより大きな影響を及ぼすものである。

このような日本学術会議の機能に対応した所掌事務は、内閣の首長としての地位を併せ有する「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務（内閣府設置法第三条第二項）」として位置付けるべきものと考える。

②当該任務のまとまりの中での配列順の考え方

「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務」に対応した所掌事務規定は、

五十三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十一条に規定する調査審議に関すること。（※）

（※）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）により「五十三 情報公開・個人情報保護審査会（平成十五年法律第六十号）第二条に規定する調査審議に関すること。」に改正（平成十七年四月一日から施行）。

五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）がある。

情報公開審査会（又は情報公開・個人情報保護審査会）による調査審議は、国のあらゆる行政機関からの諮問を対象としてなされるものである。

これに対し、日本学術会議は、政府全体に対して政策提言を行うとともに、科学に関する研究の連絡機能や社会とのコミュニケーション機能を果たすものであり、その機能は政府部内ののみならず、科学者、産業界、国民一般等に対しても直接働きかける広がりを持つものであることから、第五十二号の二として、情報公開審査会が行う調査審議に係る規定の前に規定するものである。

2. 第四十条第三項の改正について

（1）改正の必要性

現在、総務省設置法第二十一条第二項において、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関として日本学術会議の設置が規定されている。

日本学術会議の内閣府移行に伴い、当該規定を削除するとともに、内閣府設置法第四十条第三項において、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関として、日本学術会議の設置を規定する必要がある。

（2）日本学術会議の配列順の考え方

同項の表における特別の機関の規定順については、関連する所掌事務（第四条第三項）の配列順に規定する原則に照らし、国際平和協力本部（関連する所掌事務規定：第四条第三項第五十二号）の次に置くこととするものである。